

# 補強コンクリートブロック造の塀に係る構造基準の改正履歴

〔建築基準法施行令第62条の8〕

	現行	平成 13 年 1 月 6 日 改正	平成 12 年 6 月 1 日 改正	昭和 56 年 6 月 1 日 改正	昭和 46 年 1 月 1 日 施行	【組構造】昭和 34 年 12 月 23 日 改正	【組構造】昭和 25 年 11 月 23 日 施行
	補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。	補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、 <b>国土交通大臣</b> が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。	補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、 <b>建設大臣</b> が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。	補強コンクリートブロック造のへいは、次の各号（高さ 1.2メートル以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、構造計算 <b>又は実験</b> によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。	補強コンクリートブロック造のへいは、次の各号（高さ 1.2メートル以下のへいにあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。	組構造のへいは、 <b>次の</b> 各号に定めるところによらなければならない。	組構造のへいは、左の各号に定めるところによらなければならない。
高さ	一 高さは、2.2メートル以下とすること。	←	←	一 高さは、 <b>2.2</b> メートル以下とすること。	一 高さは、3メートル以下とすること。	←	一 高さは、3メートル以下とすること。
厚さ	二 壁の厚さは、15センチメートル（高さ 2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル）以上とすること。	←	二 壁の厚さは、15センチメートル（高さ 2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル）以上とすること。	←	二 壁の厚さは、15センチメートル（高さ 2メートル以下のへいにあつては、10センチメートル）以上とすること。	←	二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10分の 1以上とすること。
鉄筋等	三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。	←	三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び <b>隅角部</b> には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。	←	三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。	←	—
	四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80センチメートル以下の間隔で配置すること。	←	←	←	四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80センチメートル以下の間隔で配置すること。	←	—
控壁	五 長さ 3.4メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 5分の 1以上突出したものを設けること。	←	←	五 長さ <b>3.4</b> メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 5分の 1以上突出したものを設けること。	五 長さ 3.2メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 5分の 1以上突出したものを設けること。	三 長さ 4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。 <b>ただし</b> 、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。	三 長さ 4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。但し、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
鉄筋等	六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けて定着すること。ただし、縦筋をその径の 40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。	←	←	六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けて定着すること。 <b>ただし、縦筋をその径の 40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。</b>	六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けて定着すること。	←	—
基礎	七 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは 30センチメートル以上とすること。	←	←	七 基礎の <b>丈</b> は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは 30センチメートル以上とすること。	七 基礎の <b>たけ</b> は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは 30センチメートル以上とすること。	←	—

## 組積造の塀に係る構造基準の改正履歴

〔建築基準法施行令第61条〕

	現行	昭和56年6月1日改正	昭和46年1月1日改正	昭和34年12月23日改正	昭和25年11月23日施行
	組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。	←	←	組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。	組積造のへいは、左の各号に定めるところによらなければならない。
高さ	一 高さは、1.2メートル以下とすること。	一 高さは、 <b>1.2</b> メートル以下とすること。	一 高さは、 <b>2</b> メートル以下とすること。	←	一 高さは、3メートル以下とすること。
厚さ	二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。	←	←	←	二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
控壁	三 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。	←	←	三 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。 <b>ただし</b> 、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。	三 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。但し、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
基礎	四 基礎の根入れの深さは、20センチメートル以上とすること。	←	<b>四 基礎の根入れの深さは、20センチメートル以上とすること。</b>	—	—